

在外公館でパスポート及び証明を申請する際の戸籍謄本の取扱いについて

- 1 2025年3月24日（月）から、外務省と法務省との間で戸籍情報のシステム連携が開始されます。
- 2 これにより、パスポートの新規申請や婚姻証明など、戸籍謄本の提出を必要とするパスポート及び証明の申請の際、申請者が「戸籍電子証明書提供用識別符号」（以下「符号」）を在外公館窓口に提示することによって、在外公館側では戸籍電子証明書（電子的に戸籍情報を証明したもの）を確認することが可能となり、紙の戸籍謄本の提出が不要になります。

※「符号」は、行政機関が戸籍電子証明書の内容を確認するためのパスワード（16桁の数字、有効期間3か月）であり、マイナポータル上（無料）または市町村窓口（有料）で取得できます。

※マイナポータル上での「符号」の取得方法は、3月24日以降、次のサイトに公開される予定です。市町村窓口での取得方法は、各市町村のHP等でご確認ください。

<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>

※マイナポータル上で「符号」を取得するには、国外転出者向けマイナンバーカードを取得しておく必要があります。マイナンバーカードの取得方法については、次のサイトでご確認ください。

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/procedure/>

- 3 「オンライン在留届（ORRネット）」からパスポート及び証明のオンライン申請をする場合は、あらかじめ取得した有効な「符号」を申請画面で入力することによって、戸籍電子証明書をオンラインで提出したことになり、戸籍謄本のオリジナル提出が不要となります。また、窓口申請においても、「符号」の提示が可能です。

※申請者が「符号」を提出することにより、在外公館では戸籍電子証明書の内容を確認しますが、これを申請者に提供することは認められていません。

- 4 戸籍情報のシステム連携の開始に伴い、当地時間3月23日（日）午前2時～3月24日（月）午前0時までの間、パスポートのオンライン申請サービスが停止します。パスポートのオンライン申請をご利用の際は、サービス停止時間にご注意ください。

以下、参考リンク先

- パスポートのオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/page22_004039.html

- 証明のオンライン申請

https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html

※既に日本へ帰国された、あるいは当館管轄地域外へ転出された後、当館に在留届を引き続き残されたままの方がおられます。

有事に際して、在留邦人の皆様の安否確認が円滑に行うことができるよう、帰国・転出される方（された方）は以下のURLから「帰国・転出届」を提出いただくか、当館へメールによるご連絡をお願いします。また、在留届の住所や連絡先（Eメールや携帯電話など）に変更が生じた方におかれても、同じく以下のURLから「変更届」を提出するようにしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

在バンクーバー日本国総領事館 領事班

メール : consul@vc.mofa.go.jp